公　　告

支担官第99号
令和8年9月2日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前田　邦彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1　入札に付する事項

調達要求番号	件　名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26S1E20035	自衛隊医療情報システムへのスレットハンティング訓練支援役務	仕様書のとおり	1式	自衛隊中央病院	令和8年11月16日～令和9年1月29日

2　入札方式　　一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件))
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)

3　入札日時　　令和8年10月6日(火)　　10:00

4　入札場所　　防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室　(A棟　15階東側)(紙による入札がある場合のみ)

5　入札参加資格　　(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4)　防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6　入札方法　　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

7　保証金　　入札保証金　　免　除
契約保証金　　免　除

8　入札の無効　　5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9　契約書の作成　　作成する。

10　契約条項　　役務請負契約条項　　(基本契約条項)
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項　　※1
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項　　(該当する場合)
生産性向上推進制度に関する特約条項　　(該当する場合)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
※１は、別紙１を確認されたい。

11　その他付記事項
(1)　電子調達システムにより電子入札(https://www.geps.go.jp/)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2)　電子入札は、　　令和8年10月5日(月)　　17:00　　を期限とする。
(3)　電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和8年9月29日(火)　　までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4)　電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
(5)　任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。　　(見積書提出先)
令和8年9月18日(金)　　12:00　　まで(メール又はFAX可)　　大和：　j1yamato@ext.js.mod.go.jp
(6)　郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
(7)　入札説明会は実施しない。
(8)　予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料:その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。
(9)　落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

12　本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先　統合幕僚監部総務部総務課会計室　　(担当)
TEL:03-3268-3111(内線30249)　　FAX:03-5269-3282　　森根：j1morine@ext.js.mod.go.jp

別紙１

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

令和　年　月　日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

１ 件名、要求番号

２ 入札日時

３ 入札担当者名及び電話番号

４ 政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用しない理由

５ 今後の導入予定について

６ 紙入札の方法（該当するものを○で囲んでください）

・会場　　・郵便

備考
１　本紙と併せて資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出する。
２　代理による入札する場合は、入札時に委任状（入札及び契約心得 別紙様式第５）を提出する。
３　指定の入札書（入札及び契約心得 別紙様式第３）を使用する。
４　再入札を実施する場合においての実施日時については、入札時に連絡する。

別　紙

郵送による入札について

1　郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

2　郵送する書類等

（１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写））

（２）入札書

3　封筒について

前項（２）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長３（縦２３５ｍｍ×横１２３０ｍｍ）程度とし、表面に「入札書在中」と１回目・２回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（１）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについて、１回目・２回目の別の記載が無かったものついては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

4　入札の回数

入札は、原則２回まで行い、２回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

5　入札の無効等

郵便入札の執行については、公告８項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、２回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして取り扱う。

6　その他

（１）郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。

（２）郵送先は次のとおりとする。

〒１６２－８８０５
東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者　宛

〇参考〇

あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長３程度

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

１回目

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

２回目

又は

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」１回目

内封筒（裏）

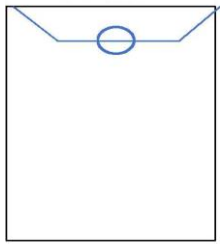

又は

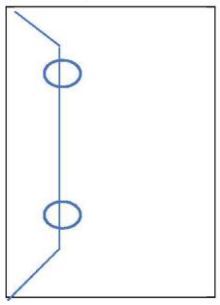

外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒１６２－８８０５

東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務
課会計室契約担当者　宛

「入札書在中」

入 札 書 ・ ~~見 積 書~~

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会 計 室 長　　前 田　　邦 彦　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号 ：　26S1E20035

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履　行　期　限		令和8年11月16日～令和9年1月29日	
			履　行　場　所		自衛隊中央病院	
品　　名	規　　格	単位	数量	単価	金　　額	備　考
自衛隊医療情報システムへのスレットハンティング訓練支援役務	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
合　　計						

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

入 札 書 ・ 見積書

令和　　年　　月　　日

年月日を記入

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長　　前　田　　邦　彦　　殿

住所・会社名・代表者名・連絡者を記入（ゴム印等可）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号：　26S1E20035

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履行期限		令和8年11月16日～令和9年1月29日	
			履行場所		自衛隊中央病院	
件名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
自衛隊医療情報システムへのスレットハンティング訓練支援役務	仕様書のとおり	式	1			
合計						

各欄に入札金額（税抜）を記入

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

調達要求番号：２６Ｓ１Ｅ２００３５

統　合　幕　僚　監　部　仕　様　書		
件　名	仕様書番号	ＪＳＯ－２６－８１７９
自衛隊医療情報システムへのスレットハンティング訓練支援	作成年月日	令和８年８月２８日
	改正年月日	－
	作成担当課室等	自衛隊サイバー防衛隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，統合幕僚監部が調達する，自衛隊サイバー防衛隊が実施する陸上自衛隊の保有する自衛隊医療情報システムに対するスレットハンティング訓練に必要な技術支援役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語の定義は，**ＨＳ－Ｚ５０８０２４Ｅ**によるほか，次による。

a)　自衛隊医療情報システム

ＧＳ－Ｃ９０６４２３自衛隊医療情報システム借上及び**ＧＳ－Ｃ９０６７０２**自衛隊医療情報システム借上（０６換装）の製品で構成する各システム及びネットワーク装置からなり，病院が保有する医療備品と接続し自衛隊医療業務を支援するシステムをいう。

b)　スレットハンティング

攻撃者が既にシステムに侵入していることを想定し，悪意のある活動の痕跡を見つけるための調査のことをいう。

c)　業務従事者

業務を実施する個人のことをいう。

1.3　引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また，法令等を除く引用文書に定める事項が，この仕様書と異なる場合は，この仕様書に定める事項が優先する。ただし，契約後，当該文書に改正があった場合は，その適用について別途協議する。

なお，関連文書については，この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり，この仕様書の一部をなすものではない。

1.3.1　引用文書

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９　陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
ＧＳ－Ｃ９０６４２３　自衛隊医療情報システム借上
ＧＳ－Ｃ９０６７０２　自衛隊医療情報システム借上（０６換装）
ＨＳ－Ｚ５０８０２４Ｅ　自衛隊医療情報システム維持支援

b)　法令等

1)　著作権法（昭和４５年法律第４８号）
2)　防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和３３年総理府令第１号）
3)　防衛省の情報保証に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１６０号）
4)　防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情９２４８号。１９．９．２０）
5)　情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第３号。３１．１．９）
6)　情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項措置について（通達）（装プ武第１８８号。３１．１．９）

7) 自衛隊医療情報システムの運用及び管理要領について（通達）（陸幕衛定第１２４号（令和８年３月３０日））

1.3.2 関連文書

法令等

a) 統合幕僚監部，統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊の情報保証に関する達（平成２０年自衛隊統合達第２３号）

b) ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第８０７号。令和３年１月２１日）

c) リスク管理枠組み（ＲＭＦ）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第１４５５０号。令和５年７月３日）

d) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（ＲＭＦ）実施要領等について（防整サ第１４５５１号。令和５年７月３日）

2 技術支援役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

a) 契約相手方は，本役務の履行に当たり，官側と緊密に連携し，本役務を確実かつ円滑に実施するものとする。

b) 契約相手方は，本役務の履行に必要な知識，技能及び経験を有する者を従事させるものとする。

c) 契約相手方は，本役務の履行に当たり，自衛隊医療情報システムの運用に影響を及ぼさないよう十分配慮するとともに，システム停止又は運用への影響が想定される作業を実施する場合は，あらかじめ官側と調整するものとする。

d) 契約相手方は，本役務の履行に必要となる官側及び関係事業者との連絡調整を実施するものとする。

e) 契約相手方は，本役務の履行中に障害，不具合その他異常を確認した場合は，速やかに官側へ報告するとともに，必要な措置について官側と協議するものとする。

f) 契約相手方は，本役務の履行に当たり実施した作業内容，確認結果及び発生した事象について記録し，官側から求められた場合には速やかに提出できるよう管理するものとする。

g) 契約相手方は，本役務の履行に際して知り得た情報について適切に管理し，本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

h) 契約相手方は，本役務の履行に当たり取得したデータ及び作成した資料について，官側の指示に従い適切に管理するものとする。

i) 契約相手方は，スレットハンティング訓練の実施に当たり，情報システムの可用性及び安全性を確保しつつ必要な技術支援を実施するものとする。

j) 契約相手方は，本仕様書に疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については，官側と協議するものとする。

2.2 役務内容および実施要領

a) 事前調査支援

契約相手方は，スレットハンティング訓練の実施に先立ち，対象システムの構成確認，ネットワーク構成確認及びログ取得対象の確認を実施するものとする。

b) 環境構築支援

契約相手方は，スレットハンティング訓練の実施に必要なネットワーク構成変更，ソフトウェア設定変更，機器接続及び動作確認を実施するものとする。

c) ログ収集支援

契約相手方は，スレットハンティング訓練で使用するネットワークログ，アクティブディレクトリーログ，アプリケーションログ，認証ログ及びデータベースログの取得に必要な技術支援を実施するものとする。

d) 訓練実施支援

契約相手方は，訓練期間中において情報システムの操作支援その他訓練実施に必要な技術支援を実施するものとする。

e) 運用監視支援

契約相手方は，訓練期間中において対象システム及びネットワーク機器の運用状況を監視し，異常（機器停止，通信異常及びその他運用に影響する事象をいう。）を確認した場合には官側へ報告するものとする。

f) 問合せ対応

契約相手方は，訓練期間中において官側からの技術的な問合せに対し，必要な調査及び回答を実施するものとする。

g) 原状復旧支援

契約相手方は，訓練実施のために変更したネットワーク構成，ソフトウェア設定その他の設定について官側の要望に応じて原状復旧を実施するものとする。なお，原状復旧の際は，チェックリストを作成し，当該チェックリストに基づき官側の確認を得るものとする。

h) 実施結果報告

契約相手方は，本役務の履行状況，実施結果及び発生事象について，報告を実施するものとする。

i) 実施場所，支援対象装備品等名，期間，人員数及び対象機器等，環境構築支援，ログ収集支援及び問い合わせ対応については，調達要領指定書による。

j) 本役務には，次に掲げる作業を含まない。

1) 受信パケット保存機器の準備，設置及び設定
2) 通信ログの取得及び提供
3) 取得したログの解析
4) ミラーポート設定後の負荷増大に起因する障害切り分け及び復旧作業

2.3 実施体制

2.3.1 実施責任者

契約相手方は，本役務全般を統括する実施責任者を定めるものとする。

実施責任者は，本役務の履行状況を管理するとともに，官側との連絡調整窓口として業務を実施するものとする。

2.3.2 業務従事者

a) 契約相手方は，本役務の履行に必要な知識，技能及び経験を有する者を従事させるものとする。

b) 業務従事者は，自衛隊医療情報システム又は同等規模の情報システムにおける運用支援，ネットワーク運用，システム管理又は情報セキュリティに関する知識を有するものとする。

c) 業務従事者は，ネットワーク構成変更，ソフトウェア設定変更，ログ収集支援及び原状復旧に必要な技術的知識を有するものとする。

2.3.3 実施体制の変更

契約相手方は，実施体制を変更する場合には，事前に官側へ報告し承認を得るものとする。

2.4 役務履行に係る要求事項

a) 契約相手方は，官側が実施するスレットハンティング訓練に必要な技術支援を実施するものとする。

b) 契約相手方は，本役務を実施するに当たり，官側の情報システム情報保証責任者の指示に従うものとする。

c) 契約相手方は，ネットワーク構成変更，ソフトウェア設定変更，ログ取得支援その他対象システムの運用に影響を及ぼすおそれがある作業については，事前に官側の確認を得た上で実施するものとする。

d) 契約相手方は，契約締結後速やかに履行準備に着手するものとする。また，本役務の履行に必要な実施体制の確立，業務従事者の確保並びに対象システムの借上事業者及び維持支援事業者との連絡調整体制の確立を速やかに実施するものとする。

2.5 提出書類

a) 契約相手方は，表１に示す書類を作成し，官側へ提出するものとする。

b) 提出書類は，電子媒体によって提出し，当該電子媒体の種類及び記憶方式については，表１に示す通りとする。また，当該電子媒体は，提出前にコンピュータ・ウィルスチェックを実施し，コンピュータ・ウィルスに感染していないことを確認しなければならない。

表１　提出書類

番号	名称	種類・数量	秘密区分	提出時期	様式	提出先
1	業務従事者名簿	電子媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）・１部	－	契約締結後，速やかに	任意	監督官に提出
2	役務実施計画書			契約締結後，速やかに	任意	
3	役務作業報告書			納期まで	付表	
4	原状復旧チェックリスト			納期まで	任意	
各提出書類は，それぞれの提出期限までに電子データにて提出先に提出し，納期までに同一電子媒体に集約して改めて提出するものとする。						

3 監督及び検査

監督及び検査は，支出負担行為担当官の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4 その他

4.1 情報保全

契約相手方は，本契約履行中に知り得た情報について適切に管理するとともに，官側の許可なく第三者へ開示してはならない。

4.2 施設立入

契約相手方は，履行場所への立入りに当たり，官側の指示に従うものとする。

4.3 情報保証

契約相手方は，防衛省の情報保証に関する規則等を遵守し，本役務を履行するものとする。

4.4 疑義等

契約相手方は，本仕様書に疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項若しくはあらかじめ想定していない事態が発生した場合には，その対応及び責任の範囲を含め，官側と協議するものとする。

付表１

役　務　作　業　報　告　書

調達要求番号	２６Ｓ１Ｅ２００３５	契約番号	
契約件名	自衛隊医療情報システムへのスレットハンティング訓練支援		
会　社　名		契約相手方 責任者	
役務報告期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日		
作業担当者(※1) (多数時は別表を添付)	①　　②　　③　　④　　⑤		

項　目	作業指示書項番	月間作業工数（H）		作業実施者 (※1 欄より該当者の番号を指定)	備　考
		自衛隊施設等	官側が許可した契約の相手方事務所		

注記　項目は，仕様書番号及び項番を記入する。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	２６Ｓ１Ｅ２００３５
	調達要求年月日	令和８年９月１日
	作成部課	自衛隊サイバー防衛隊
	作成年月日	令和８年８月２８日
品名	自衛隊医療情報システムへのスレットハンティング訓練支援	
仕様書番号	ＪＳＯ－２６－８１７９	

指定事項

仕様書 2.2 項 j) に係る事項は以下のとおりとする。

１　実施場所・支援対象装備品等名・期間・人員数・対象機器等

(1)　実施場所

自衛隊中央病院

(2)　支援対象装備品等名

自衛隊医療情報システム

(3)　期間

令和８年１１月１６日～令和９年１月２９日（土日祝日を除く。）

(4)　人員数（現地作業）

６人×２４日×７．７５ｈ（基準）

※移動工数を含まない。

(5)　対象機器等

ア　ファイアウォール　　１台
イ　Ｌ２スイッチ　　６台
ウ　ＡＤサーバ　　４台
エ　認証サーバ　　２台
オ　ＷＥＢ／ＡＰサーバ　　１１台
カ　ＤＢサーバ　　１３台

２　環境構築支援

(1)　契約相手方は，スレットハンティング訓練において通信ログを取得するため，対象ファイアウォール及びＬ２スイッチに対しミラーポート設定及び設定解除に係る支援を実施するものとする。

(2)　ミラーポート出力ポートについては，官側が指定するものとする。

(3)　契約相手方は，訓練期間中において対象ネットワーク機器の運用監視支援を実施するものとする。

３　ログ収集支援

(1)　契約相手方は，スレットハンティング訓練で使用するログの収集支援を実施するものとする。

(2)　対象ログは次のとおりとする。

ア　ネットワークログ
イ　Ａｃｔｉｖｅ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒｙログ
ウ　認証サーバログ
エ　Ｗｅｂ／アプリケーションログ
オ　データベースログ

４　問い合わせ対応

(1)　契約相手方は，訓練期間中において官側からの技術的問合せに対応するものとする。

(2)　問合せ対応件数は，６０件程度を想定するものとする。